審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和４５年法律第１３７号
手続名	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定	根拠条項	法第９条の２の４

審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項のとおり。

受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間（当該期間には閉庁日を含めない）　６０日 標準経由期間　－　日	目次No.	